

PHRの拡大に向けた事業に関する疑義照会一覧（事務連絡発出日以降の照会内容）

通し番号	質問内容	回答	備考
1	先般提示された疑義照会のNo.68、No.72において、がん検診の精密検査結果も含まれる予定であるとの回答が示され、「マイナポータルを介した自治体検診情報の提供に係る電子化フォーマット案(参考資料5-3)」においてもがん検診の精密検査結果は任意項目として挙がっていましたが、R3年6月に示されたデータ標準レイアウトでは項目がありませんでした。がん検診の精密検査結果は副本登録をする項目には含まれないという解釈で良いでしょうか。	がん・肝炎ウイルス検診の精密検査の検診結果（自治体検診に係るPHRへの対応を踏まえた標準様式におけるJLAC10項目コード9P507000000000011等）の内容に関しては副本登録の対象外です。	
2	国の標準レイアウトにおいて、各検診の精密検査内容についても示されたところではございますが、そのうち、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診の取り扱いについて教えてください。現在当自治体において、肝炎ウイルス検診及び歯周疾患検診の共に一次検診は実施しておりますが、その結果精密検査の判定となった方へ、精密検査に関する書類（精密検査問診票等）をお渡ししていません。そのため、その後精密検査を受診されたかどうか、また、その結果がどうであったか等について把握しておりません。この場合、新たに、問診票等についても整備し、精密検査結果等情報の積極的な把握が必要になるのでしょうか。もしくは、すでに精密検査結果の把握をしている市町村においては、必須項目を網羅する必要があるという解釈でよろしいでしょうか。	ご指摘の検診について、精密検査を健康増進法に基づく検診として実施している場合には、必須項目を網羅したうえで検診結果の把握をお願いいたします。	
3	① 疑義照会のHP上の公開について、当該事業に関して様々な照会が寄せられているかと存じますが、事業計画作成に当たっての質問も殺到することが予想されます。いづごろまでに公開予定か、現時点でわかる範囲で結構ですのでご教示ください。 ② 健診機関から自治体へ提出されるフォーマットについて、番号法に基づくデータ標準レイアウトはすでに公開されているかと思いますが、こちらは何か示されるものなのでしょうか。また、副本データの公開も含め、連携する情報に関して事務連絡等で厚生労働省としての情報提供や周知等は行われ不会のでしょうか。 ※自治体によっては総務省からの連絡をタイムリーに確認できないところもあり、情報連携に係る連絡と補助に関する連絡が完全に分断されていますと混乱が生じてしまいます。補助に関する連絡をする機会がある際には、メールや事務連絡などで情報連携に関する現状についてもお知らせいただけると大変助かります。	①メールでいただいた質問については、翌営業日までを目途に返信いたします（他部局への照会が必要な内容については、少々お時間を頂戴することもあります）。HP上での公表については、質問の状況に応じ、適宜行う予定です。 ②データ標準レイアウトに関する情報は、原則、デジタルPMOを通じて情報提供等が行われることとされておりますので、デジタルPMOをご確認いただければと思います。	
4	事業について、データ+紙媒体の提出となっておりますが、厚生労働省健康局長あての市町村及び県の鑑文が必要かどうか、ご教示ください。	特段求めておりません。	
5	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱に基づき国庫補助が行われると記載がありますが、当該交付要綱に記載のとおり、変更交付申請が予定されていると考えてよろしいでしょうか？また、変更交付申請の時期が決まっておりますら、ご教示いただけますと幸いです。※ 当市で補正予算を計上するにあたり、参考までに情報提供いただきたいです。	変更交付申請については、現時点では予定はございません。	
7	①健診機関が今後もCSVデータで健診結果を提出する予定の場合、健（検）診結果等の様式の標準化整備事業は実施できない、という考えでよいか。それとも、「原則XML」なので実施できるか。 ②システム整備の委託費に含まれる「作業費」について、システムを整備するに当たり、事業者の見積に含まれる「作業費」は補助対象となるか。システムを作成・改修し、既存のシステム等にセットアップするための作業費であれば対象となると考えるが、よろしいか。	①運用は続けていただいで問題ございませんが、整備事業の補助金の対象にはなりません ②お見込みのとおりです。	
9	【事務連絡】には「2（4） 提出先：<メールアドレス>（メール提出のみ）」とあります。一方、メール本文には「紙媒体は、ドッチファイル等に綴じた上で提出すること。なお、紙媒体を郵送の上、電子メールでも提出すること。」とあります。紙媒体の提出について、要か不要かご教示願います。	紙媒体を郵送の上、電子メールでも提出することをお願いいたします。	

10	<p>当自治体は独自項目や独自実施検診も多く、現在、検診委託機関からは当自治体システムのレイアウトに合わせてCSV形式で検診データを受領しています。標準的レイアウトでは網羅できない項目もあるため、今後もCSV形式で受領・確認する予定です。委託機関で実施した検診は、当自治体の委託契約上で行われるものでありますので、必ず当自治体に最終的に情報が集約されず。当自治体から中間サーバーを通じてXML形式に則って必要な情報を抽出し、データ連携していれば、受診者本人は、市から提供したデータを（標準レイアウト内で）参照できるため、委託検診機関側にXML形式のデータで市へ提出いただく必要はないと考えています。実施要綱で示されているとおり、原則としては、XML形式での受領が考えられるところですが、実施している検診内容の項目の把握のためにはXML形式では不都合が生じるため、原則に則ろうとすると、従来のCSV形式を受領をしながらも、「（自治体では直接利用しないが）XML形式も合わせて情報を提供いただく」ことになってしまいます。こうした場合でも、補助金申請の対象となるのでしょうか。当方は、自治体で委託機関よりCSV形式で受領し、自治体側で必要項目をXML形式に変換し、中間サーバーと連携させる運用で差し支えなければ、「健（検）診結果等の様式標準化整備事業」に伴う改修等を委託機関が行う必要はないと考えていました。「原則」外となってしまいますが、この認識で齟齬はないでしょうか。また、期限につきましては、あらためてご相談することになるかもしれません。</p>	<p>現在のCSVでの運用を否定するものではなく、自治体で利用しないXML形式を現時点で強要するものではありません。一方でCSV形式で受け取るための補助金申請の形式は想定しておりませんので、ご指摘頂いたような運用をされておられる自治体では、疾病予防対策事業費補助金における健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業では、中間サーバーに対してデータを送付する部分のシステム改修のみが補助金申請の対象となります。</p>	
11	<p>①システム改修で導入するパッケージについて、業者から、本事業で導入するシステムパッケージは、新型コロナウイルスのシステムとセットになっており、分けることができない、と言われた。この場合、事業費はどのように記入すべきか。 ②事業実施計画書について、事業名は既に書かれている（上から2行目）が、事業名の欄にも同じ事業名を記載するのか。事業内容の記載例が空欄となっているが、空欄でよいのか。記入する場合、どの程度詳細に記入するのか。</p>	<p>①可能な限り、本事業に該当する費用を算出し、記載ください。 ②同じ事業名を記載いただければ、問題ありません。</p>	
12	<p>先般送付された「P H Rの拡大に向けた今後の対応に係る説明会」に関する質疑照会一覧には、No.15の回答で上限額についての記載がありましたが、今回、実施要綱が発出されるにあたり、上限額の設定はないものとして、上限額を考慮せず、見積書ベースで実施計画書を提出すればよいのでしょうか？お盆で見積業者が休暇に入ってしまうこともあり、市町村の補正予算業務等が非常にタイトになっております。</p>	<p>見積もりベースで実施計画書を提出いただく問題ございませんが、予算額を超過した場合は、申請額を調整させていただきます可能性がございます。</p>	
13	<p>事業者へ委託をして改修を行うが（＝委託料として支出する）、その委託料に含まれる作業費（人件費部分）は補助対象になるか？</p>	<p>委託料の中に委託先の人件費が含まれる場合、補助対象となります。</p>	
14	<p>補助対象経費について、本町では、当事業についてシステムの改修を外部企業に委託して実施予定です。実施要綱3P(添付資料)には対象経費に「委託料」と記載ありますが、パッケージ代のみか、作業費も含まれるのかどちらでしょうか。また、企業からももらった見積もり書では、作業費には具体的に「要件定義、打ち合わせ、システム設計、データレイアウト編集(取込)、現地適用、検証」があり、外部企業SEの人件費も含まれていると思われる。</p>	<p>委託料の中に委託先の人件費が含まれる場合、補助対象となります。</p>	
15	<p>システム改修予定事業者から現時点で提出されている見積額から、実施計画提出後に改修に要する金額が増額となった場合、補助金につきましては、実績報告提出後に、精算交付されることになるのでしょうか。また、質疑一覧（8月6日時点）では、内示や交付申請等、補助に係る今後のスケジュールは順次公開と記載がありますが、現時点においても未定の状態でしょうか。</p>	<p>内示や交付申請等、補助に係る今後のスケジュールは現時点で未定です。</p>	
16	<p>①人件費が対象経費となっておりますが、想定している事務をご教示願います。また、対象となる人員に係る制限（人数・勤務形態等）についても教えてください。 ②補助率については承知しましたが、補助金額の上限を教えてください。</p>	<p>①本事業の実施体制の構築の検討や調整等を行うための人員経費を想定しています。 ②上限を設定する予定はありませんが、政令指定都市は約5,500千円、中核市・特別区は約4,000千円、10万人規模市町村は約3,000千円、5万人規模の市町村は約2,500千円と考えておりますが、予算額を超過した場合は、申請額を調整させていただく可能性があります。</p>	

17	当事業は今年度必ず施行しなければならない事業というわけではなく、今年度取り組んだ分だけ補助対象とするといったものでしょうか。 (ワクチン接種関係で業務が逼迫しており、補助はなくとも来年度以降取り組みたいという市町村複数より)	実施している検診について、適切に副本登録していただけるようであれば、必ずしも今年度中にシステムを改修していただく必要はございません。(来年度の改修については補助対象とならない旨ご了承下さい)	
18	市町村で行っている骨粗鬆症検診について、現状は、検診受託医療機関より紙ベースでもらい市町村の検診システムへ手入力を行っているが、今回の補助金は、医療機関からのデータ提出から検診システムへ取り込みをする改修を行う場合には対象となるか。	紙ベースのデータを自治体のシステムに取り込む運用に関しては補助金の対象となりません。	
19	本自治体では健(検)診のデータは健康管理システムへは全く取り込んでいない状況。 正本データの登録からの作業が必要となるが、その構築にかかる費用についても補助該当になりますか。	お見込みのとおりです。	
20	「実施計画書提出をする際に、システム等を更新するか、新規でするか等で実施計画書の提出までのめ切までに確定の判断することができない。 その際に現段階での判断で実施計画書を提出し、後で変更等で、予算等も変更になっても問題ないか」	現時点で可能な範囲で必要な金額を精査し、計画書の提出をお願いします。(変更申請等の有無は未定です)	
22	厚労省HPに記載されている疑義照会のうち「1-1-24」及び「1-1-26」について。 システム改修の見積もりを依頼する場合、業者から出てくる費用には大きく分けて2種類の費用が計上されてくる。 一つは改修されるシステムの費用一式(いわゆるパッケージ費用)、もう一つは、そのシステムを自治体のシステムと連携あるいは新規に構築するための作業費(作業するSE等に係る費用)である。実施要綱に記載の範囲であれば、パッケージ費用のみならず作業費も補助対象となると考えて良いか。また、それは実施要綱3事業内容の(1)及び(2)のどちらも同じと考えると良いか。	お見込みのとおりです。	
23	①健診機関からのデータ受取にかかるシステム改修について、 現在確認中であるが、改修不要となる可能性がある。 今回の計画提出時にはシステム改修を含めて提出し、 その後変更があった場合には、計画を修正するタイミングがあるのか。 ②要綱だけでは、仕様はわからないが、業者への見積りは以前案として 提示されたフォーマット(案)をもとに仕様書を作成すればよいのか。	①現時点で可能な範囲で必要な金額を精査し、計画書の提出をお願いします。(変更申請等の有無は未定です) ②システムの仕様に関しては、デジタルPMOにアクセスし、そちらを参考にさせていただければと思います。	
25	本事業に対し、補助金の対象が「令和3年度行ったシステム改修費」とありますが、本自治体では令和3年度末に改修を行い、5年のリース契約にする案が出ています。 仮にリース契約とした場合、システム改修は令和3年度に完了しますが、費用の支払いは令和8年度末まで継続する見込みです。 その場合は補助金の対象は全額なのか、令和3年度予算から支出した金額なのかご教示ください。 1.全額 2.令和3年度3月からリース開始の場合、全額の1/60(令和3年度3月分のみ) 3.全額の1/5	予算の都合上、令和3年度末で支払いも完了するように契約下さい。	
26	①実施計画書 2支出予定額内訳について、積算の内訳は「別紙見積書のとおり」と記載し、見積書を添付するのも問題ないでしょうか。 ②実施計画書 3事業実施計画書について、事業内容は記入例に記載がありませんでしたが、「検診結果等の情報について、国が定める標準的な様式に対応できるようにシステム改修を行う」といった簡易な記載で問題ないでしょうか。	①現時点では、提出の必要はございませんが、金額が過大であったり積算が不明瞭だった場合、提出を求める場合がございます。 ②問題ありません。	

27	<p>システムの改修に伴う、テストやセットアップ、シミュレーション等のシステムが正常に作動するかどうかの確認部分の委託料は補助対象となるでしょうか。</p> <p>疑義一覧の1-1-6では、 Q:「健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業」の補助金ですが、システム会社に見積もり等を徴したところ、 令和3年度に設計、製造、テストを行い、令和4年4～5月に中間サーバーセットアップ、本番シミュレーションセットアップ作業等が必要となるとのことです。 時期をずらすわけではなく、改修が令和3年度と令和4年度にまたがって必要となることから、令和4年度についても補助金の対象となりますでしょうか。 A:原則令和3年度中に改修を完了して下さい。令和4年度への繰越は想定しておりません。</p> <p>とあるため、令和3年度中にテストや中間サーバーセットアップ、本番シミュレーションセットアップ作業等が完了していればよいと認識していますが、対象としてよいかご教授ください。</p>	<p>テストやセットアップ、シミュレーション等のシステムが正常に作動するかどうかの確認部分の委託料は補助対象となります。</p>	
29	<p>標題事業の補助金交付申請の際に、歳入歳出予算書を提出することになると思いますが、 当市では、標題事業の予算を当初予算ではなく、12月補正で予定しております。 しかし、12月補正の場合は予算確定が12月下旬となり、例年12月中旬ごろに提出している交付申請に間に合いません。 この場合、交付申請の際に、提出する歳入歳出予算書の歳入・歳出がいずれも0円になります。 交付申請時点では、予算が確定しておりませんが、12月下旬に補正予算が確定することを前提に、歳入歳出予算書の数字を補正予算の見込額で提出してもよろしいでしょうか。</p>	<p>予算措置が間に合わない場合においても、交付申請いただいても問題ありませんが、令和3年度中に予算を措置していただく必要があります。</p>	
30	<p>実施計画書別紙36の基準額はどこを見て入力したらいいですか。</p>	<p>8月5日にお送りしたメールの別添に計画書記入例がございますのでそちらを参考にご記入お願いいたします。 (A)総事業費については使用する予定の額をご記入お願いいたします。 (E)の欄と同じ額)</p>	
31	<p>お尋ねします。「健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業」において 対象経費に「負担金」がありますが、今後、当該事業を実施するにあたり、 自治体中間サーバの運営における市町村負担金が増額されることが予想されますが、 この負担金は補助対象となるのか教えてください。 (他事業で初年度のみ補助対象となったケースがあったようですが・・・)</p>	<p>実施要綱の5.留意事項に示しているとおり、運営経費については補助の対象外となります。</p>	
32	<p>Q&Aの中で、システム改修については今年度中に実施する事とありましたが、今年度中に予算化して、補助金申請をした場合で、年度内に改修が終わらず、予算を繰り越して実施する事は可能ですか？ 国の予算も4年度に繰り越すこともありうるかとありますが、R3年度申請、着工、完了はR4年度というのは可能でしょうか？(計画書に実施期間を記入するところがありますが) 実績報告のタイミングはいつごろでしょうか？宜しくご回答お願い致します。</p>	<p>原則、令和3年度中に改修を完了して下さい。令和4年度への繰越は想定しておりません。</p>	
33	<p>「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について (健康増進法等関係)」(令和3年5月19日付け健発0519第2号厚生労働省健康局長通知) のデータを提供いただくことはできませんでしょうか。</p>	<p>以下をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210520H0040.pdf</p>	

34	<p>①「感染症予防事業費国庫負担金補助金交付要綱」の「健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業」の基準額の欄に「厚生労働大臣が必要と認めた額」とありますが具体的に教えていただけますでしょうか。また、上限額はありますかでしょうか。</p> <p>②当事業の補助金を申請した後に予算が通らなかった場合取り下げは可能でしょうか。</p> <p>③「本事業の実施に伴うデータ標準レイアウトについては、デジタルPMOに提示している」とありますが、これは個人のマイナンバーカードを使用しないと入ることはできないのでしょうか。（自治体用にログインは可能か）</p>	<p>①「厚生労働大臣が必要と認めた額」については内示の段階でお示し致します。今回は、対象経費の実支出額を基準額の欄にご記入をお願いします。 上限を設定する予定はありませんが、政令指定都市は約5,500千円、中核市・特別区は約4,000千円、10万人規模市町村は約3,000千円、5万人規模の市町村は約2,500千円と考えておりますが、予算額を超過した場合は、申請額を調整させていただく可能性があります。</p> <p>②今年度中に予算措置が可能でしたら実施計画書をご提出お願い致します。</p> <p>③デジタルPMOの利用に必要なアカウント（ID、パスワード）は、各地方公共団体の番号制度主管課に確認下さい。また、アカウントがない場合は発行を依頼し、健康増進分野の担当者も必ず取得下さい。</p>	
35	<p>①今回の計画書で提出した金額が決定額として交付されるのか。実績が計画書よりも少ない（多い）場合はどうなるのか。</p> <p>②支出予定額の内訳はどこまで詳細に書けばいいのか。 システム改修費であれば委託料の項目に一式〇〇円という記載でいいのか。</p>	<p>①計画書を基に内示を行います。実際に交付される金額は別途提出いただく交付申請書を基に決定致します。</p> <p>②可能な限りでかまいませんので詳細にご記入お願い致します。</p>	
36	<p>計画書に作成にあたり、質問がございます。 本町のシステムをサポートしている業者より、令和3年度に改修を着手できるが、全ての工程を完了するには令和4年度にまたぐかもしれない。と連絡がありました。 一方、Q&Aにはこのようなケースでは地方繰越が必要と明記されておりますので、 計画書の「事業実施予定期間」は令和3年度の日付を入力しておく方が望ましいのでしょうか。</p>	<p>原則、令和3年度中に改修を完了して下さい。令和4年度への繰越は想定しておりません。 予定期間については令和3年4月1日から令和4年3月31日と記載いただけますようお願いいたします。</p>	
37	<p>今回のシステム改修では「がん検診」もマイナポータルから見られるようにする必要があるとのことでしたが、必ず来年の稼働までに（実質今年度末までに）システム改修を済ませる必要がありますでしょうか？</p> <p>ある自治体では、特定健診のデータについては国保連を介してデータ入力をしているそうですが、がん検診のデータについてはそのようなことはしていないらしく、さらにその自治体のシステム更新を2年後に控えているとのこと、来年の稼働に合わせる必要がないのであれば、今回の事業は見送りたいとのことでした。</p>	<p>補助の対象については、いずれも令和3年度中に改修して頂く必要があります。がん検診に関しては、自治体で行われている内容に関して改修頂ければと存じます。 本事業を実施しない場合であっても、番号利用法第19条第7号の規定による情報照会があった場合、同法第22条第1項において、照会者に対し情報提供ネットワークシステムを使用して回答することが義務づけられていますので、ご留意頂ければと存じます。</p>	

39	<p>①精密検査情報が補助対象となるか 疑義照会一覧3-2-1及び3-2-1においてがん精密検査結果情報は対象外とありますが、データ標準レイアウトとして肺・乳・胃・子宮・大腸の5がんについても精密検査情報のレイアウトが示されています。これは、精密検査結果情報の副本登録は努力義務であり積極的に行っていくべきではあるが、補助金の対象とはならないということでしょうか。</p> <p>一方で、3-2-23において歯科の精密検査について受診日は必須情報などと項目についての指示があり、歯科の精密検査は補助対象となるように見受けられます。肺・乳・胃・子宮・大腸の5がん、肝炎、骨、歯科のうち、精密検査情報で補助対象となる検査項目を改めてお示しいただけると幸いです。</p> <p>②生活保護受給者及び39歳以下の市民の健康診査が補助対象となるか 疑義照会一覧3-1-7によると生活保護受給者及び39歳以下の市民の健康診査は今回の補助対象外と読み取れますが、4-1-2では生活保護受給者及び39歳以下の市民の健康診査が対象となるかは、担当部局に確認するようになっております。改めて今回の補助対象になるのか明示いただけると幸いです。</p>	<p>①現在データ標準レイアウト（様式B90~105）にお示している項目のみに関しては精密検査結果情報を含めて対象となります。一方で、がん・肝炎ウイルス検診の精密検査の結果の内容（いわゆる確定診断の結果）に関しては副本登録の対象外であり、補助の対象にもなりません。ご指摘の疑義照会の3-2-1と3-2-2に関してましては、理解しづらい表現であったため、補足させていただきます。なお、正本登録には、提示頂いた内容全て補助の対象となります。</p> <p>②生活保護受給者及び39歳以下の市民の健康診査は今回の対象外であり、補助対象とはなりません。</p>	
40	<p>このたび公表された疑義照会のNo.1-1-18についてです。この間と同様、当自治体においても歯周疾患検診にかかる部分をシステムで管理していないため、副本連携するために健康管理システムに歯周疾患項目を設ける改修をします。</p> <p>ベンダーからはその費用は国補助の対象にならないと聞いていました。しかし、疑義照会によると検診情報連携システム整備事業の補助対象になると記載があります。歯周疾患検診項目を設ける改修費用を国補助に申請してよいか、ご教示願えますでしょうか。</p>	<p>新たにシステムに追加する場合は、「健(検)診情報連携システム整備事業」の対象となります。</p>	
41	<p>①システム改修について、必須項目部分の改修に合わせて任意項目も改修した場合、システム改修全体と見たときに任意項目が含まれることから、必須項目部分についても対象外になるか？必須項目と任意項目を合わせて改修する場合においても、それぞれの改修経費を分けることができれば、必須項目に係る経費のみ補助対象となるという考えでよいか。</p> <p>②「自治体が中間サーバに登録するためのデータ標準レイアウト」案の必須項目である「骨粗しょう症検診/問診/過去の検査判定、過去の精密検査の対象判定」の2項目についてA市では問診項目になく、データとしても入力していない。</p> <p>この場合、必須項目のデータなしでも、基幹システムから中間サーバへの副本登録に支障はないか？</p>	<p>①お考えの通りです。</p> <p>②ご指摘の項目に関しては現在必須項目となっております。なお、データ標準レイアウトの最新版に関しましては、デジタルPMOを再度ご確認くださいませよう願いたします。</p>	
42	<p>当自治体で健診情報を管理しているシステムは、現在マイナンバーとの連携をしておりません。</p> <p>マイナンバー連携するための改修費用について、「健(検)診情報連携システム整備事業」の中に含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の意図が定かではないですが、前提として、そもそものマイナンバー自体の整備については補助対象外となります。あくまで検診の情報について、マイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始するため、自治体中間サーバに情報を登録するにあたり必要なシステムを整備するために必要な経費を補助することができます。</p>	

43	<p>①実施計画書の提出について 今回の見積以降（実施計画書提出以降）、場合によっては金額変更もあるかもしれませんが、変更・修正は可能でしょうか。 可能である場合、どのタイミングで可能かも教えていただけますと助かります。（都度可能？内示が出るまで？交付申請時？等）</p> <p>②生活保護の方に対する健康増進事業における健康診査について PHRの拡大に向けた事業に関する疑義照会一覧の3-1-7には健康診査は含まれていませんが、4-1-1については担当部局に詳細を確認くださいとあります。当自治体では、健康増進事業として生活保護のかたの健康診査を実施していますが、どのように解釈をしたらよいでしょうか。</p>	<p>①実施計画書提出の段階で必要な経費を精査していただき、原則変更がないようにお願いします。 ②おっしゃられるように含まれておりません。ご指摘のように生活保護のかたの健康診査に関しては今回の事業の対象外です。</p>	
44	<p>①市町村から、9月補正に間に合わず、12月補正で予算確保する予定だがその場合も、今回の実施計画書を提出してもよろしいか。</p> <p>②実施計画書様式の「計画書（1）」「計画書（2）」シートの事業名は記入例のとおり空白でよろしいか。また、記入する場合、市町村の事業名がない際は、国庫補助金の事業名と同様でよろしいか。</p> <p>③疑義照会の回答は、厚労省HPでの掲載となったのか。</p>	<p>①今年度中に予算措置が可能な場合、申請いただいで問題ございません。 ②お見込みのとおりです。 ③お見込みのとおりです。</p>	
45	<p>①システム改修の際の、業者への旅費や人件費は補助の対象となるか。</p> <p>②実施計画書の取り下げは可能か。実施計画書提出日までに、システムを改修するか、更新するか検討中で、提出日までに決定できない場合、取り急ぎ実施計画書をあげるが、改修しないようになったときに、取り下げは可能なのか。</p> <p>③本事業をするかしないかで、今後なにか支障はあるか。今年度の本事業をするかしないかで、今後の動きとしてなにか支障がないのか。例えば、今後、国から通知がきたときに、システム改修が必須になるような事業は今後予定とも含めあるのか。</p>	<p>①業者への旅費や人件費は補助の対象となります。 ②今年度中に予算措置が可能でしたら実施計画書をご提出お願い致します。 ③番号利用法第19条第7号の規定による情報照会があった場合、同法第22条第1項において、照会者に対し情報提供ネットワークシステムを使用して回答することが義務づけられていますので、ご留意頂ければと存じます。</p>	
47	<p>標記実施計画書の所要額内訳について、連携システムの整備について見積もりをとったところ1100万円がだされ、2/3の補助率で733万円となりますが、中核市の上限が400万円ですので、上限をこえる額になっています。その場合の所要額内訳については、上限400万で記入するのか、そのままの見積もりの額で記載するのかという質問があります。</p>	<p>そのままの金額で提出いただいで構いませんが、予算の関係上、金額を調整する場合がございます。</p>	
49	<p>事業について、様式標準化整備事業とシステム整備事業に分かれているが、委託契約をするにあたり、各事業ごとに契約をする必要があるか？ 現時点で、実績報告書の様式が提示されていないことから、仮に実績報告書に添付書類として契約書の写しをつけることが求められた場合の対応として伺いたい。 「契約書等を添付書類として求めるかは把握しかねるが、仮に両事業で契約書を一本化したとしても、それぞれの事業にかかる経費を分け、実績報告額を出せる状況にあれば問題ない。」という考えでよいか。</p>	<p>お考えの通りです。</p>	
53	<p>例えば、A市が実施計画を提出したものの、その後、予算が組めず、計画自体を取り下げることが可能でしょうか？</p>	<p>今年度中に予算措置が可能でしたら実施計画書をご提出お願いいたします。</p>	

54	本事業の令和4年度の実施予定はございますでしょうか。	令和3年度限りの事業となります。	
55	<p>当自治体は小規模の自治体であり、成人健（検）診関連の基幹となるシステムはなく、検診機関からのデータをエクセルにまとめて管理しています。</p> <p>今後、国や都の方針で全システム化がありうるのかもしれませんが、少なくとも数年間は現行の体制で保健衛生業務を行わざるをえません。</p> <p>（予算措置や事業の見通しを立てるとすると、数年単位で時間がかかるものと見ています）</p> <p>厚労省の疑義照会に、電子化による情報提供は努力義務であるとのことでしたが（疑義照会一覧9頁、通し番号3-1-2照会と回答より）健（検）診の副本登録が義務である、という疑義照会もあり、（疑義照会一覧11頁、通し番号3-1-24照会より）中間サーバーへの副本登録が義務であるのか否かについて混乱しています。どこまでが義務で、どこからが努力義務であるのかご教授ください。</p> <p>また、現状、中間サーバーへの副本登録を既存のリソースで行うしかないので、基幹システムや副本登録にかかるシステムがない場合の対処方法について、明確な指示はあるのでしょうか？</p>	<p>自治体システムの電子化は努力義務ですが、疑義照会に対して情報提供を行う事は義務となっております。</p> <p>システムがない場合の対処法は特に指示はございません。手打ちで入力する等により中間サーバーへの副本登録がされていれば新たにシステムを導入する必要はございません。</p>	
56	<p>①通し番号3-1-22の回答から、データ標準レイアウトにおけるデータ項目欄に『必須情報』と記載されている項目が、副本データ登録の最低限範囲であり、必須項目が新たに追加される予定はない、ということは理解できた。</p> <p>現在、当方が把握していない項目（＝必須情報ではない項目）があるが、副本データ登録のために、検診機関からの報告事項を追加し、基幹システムに入力することも検討している。入力項目が増えることによる基幹システム改修にかかる費用は補助（健（検）診情報連携システム整備事業）対象となるか。</p> <p>②通し番号1-1-1の回答において、『政令指定都市は約5,500千円～』との記載があるが、これらの金額は総事業費の例示（想定）ではなく、国庫補助額の例示（想定）との認識でよいか</p>	<p>①補助対象となります。</p> <p>②国庫補助額の例示（想定）となります。</p>	
58	副本登録するために、当自治体におけるデジタル課にある基盤システム（中間サーバ）の改修が必要となります。そちらの改修費用も補助金の対象となるのでしょうか。改修可の場合、要綱3.事業の内容（1）（2）どちらの改修になるのでしょうか。	要綱3.事業の内容（2）の対象となります。	
59	<p>今回の実施計画書の提出ですが、まだ予算化していない自治体もあり、事業が実施できるか未定で、取り下げの可能性があると相談をいただきました。</p> <p>もし取り下げ（事業の中止・計画の廃止）となった場合の対応についてご教授ください。</p> <p>感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱には、6（交付の条件）（3）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。とありますが、厚生労働大臣の承認を受けるための対応が必要になると考えています。この承認を受けるタイミングはいつなのでしょう。実施計画書を提出し、交付申請前に事業の廃止が決定した場合と、交付決定後に事業が廃止した場合の問い合わせがありました。また事業の中止や廃止を申告する様式は任意様式でしょうか。</p>	今年度中に予算措置が可能な場合に、計画書等を提出して下さい。仮に内示後や交付後に事業の中止になる場合は、早急にご相談下さい。	
60	<p>①実施要綱 3事業内容（1）について、原則XML形式とされていますが、CSV形式で電磁記録を受け取るシステムとする場合は、補助金の対象とならないという理解でよいのでしょうか。</p> <p>②都道府県においては各市町村からの実施計画書を審査するように記載がありますが、審査要領のようなものがないため、金額の記載（合計値）などの確認ができるのみで、計画の内容までは審査できないと考えます。想定されている都道府県による審査とは、どの程度のものなのでしょうか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②金額の記載等を確認していただければ問題ありません。</p>	

61	<p>①歯周疾患検診について、当自治体においては、市独自の取り組みとして、40歳以上すべてを対象として実施しており、No104の一次のみ提供が可能な状態で、No105の精密検査については未実施で把握が難しい状況です。一次のみの連携でもよろしいでしょうか。（一次のみであれば連携不可、となるのか。）</p> <p>②歯周疾患検診は、健康増進事業では40・50・60・70歳の節目健診です。連携する情報は節目年齢のみとなりますか。</p> <p>③健康増進事業における健康診査（生活保護受給者の健康診査）について、疑義照会一覧を確認すると、「その他」に「生活保護受給者の健康診査については担当部局に詳細を確認してください」と記載されています。健康診査を実施しているのは当課であるため、本事業の連携については当課が担当となります。本事業の対象はデータ標準レイアウト90～105とありましたので、その中には様式がないためどのようにしたらよろしいのか、ご教示ください。</p>	<p>①ご認識の通りです。</p> <p>②ご認識の通りです。</p> <p>③今回のシステム改修の対象には含まれておりません。</p>	
63	<p>国のデータ標準レイアウトについてお問い合わせ失礼いたします。</p> <p>必須項目箇所のうち、国の標準レイアウトに記載の選択肢と、現在当市において入力（記録）している選択肢に差異がある場合、必ずしも一致させる必要があるのでしょうか。</p> <p>例) 胃がん検診（一次）項番22「胃がん検診の精密検査の対象有無」において、国の標準レイアウトでは、選択肢が 1：精密検査不要、2：要精密検査（胃がん疑い）、9：判定不能 と3つあるのですが、当市では「9：判定不能」の選択肢がなく、1か2より入力しています。</p> <p>この場合、「9：判定不能」という選択肢を設定し、国の標準レイアウトと選択肢を一致させる必要がありますでしょうか。</p> <p>それとも、結果の入力は限られてはおりますがされていることから、今までの運用（1か2で入力）で問題ないでしょうか。</p> <p>他項番、他検診の必須項目及びNull設定の項目箇所でも同様の状況があります。左記についても、同様の対応（今までの運用）で問題ないでしょうか。</p>	<p>実施している検診について、適切に副本登録していただけるようであれば、必ずしもシステムを改修していただく必要はございません。</p>	